

事務事業名		女性のための法律相談事業		会計	一般会計		事業種別		政策	開始	13	終了		
課等名	男女共同参画課	係等名	男女共同参画係											
基本計画上の位置づけ	政策	2	地育力によるこころ豊かな人づくり											
	施策	25	共に歩む社会づくりの推進											
目的	対象(誰・何を)	女性の市民						対象指標	指標名及び単位			24年度数値		
	意図(どういう状態にするか)	男女が対等に生きられる社会の実現							飯田市の女性人口(人)			54476		
	向上させたい上位施策の成果指標	法律相談を利用した人の人数												
目標	種別	指標名及び単位						24年度計画	24年度実績	25年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)		
	成果指標	法律相談を利用した人の人数						60	68	60	60			
	成果指標	法律相談がトラブル解決の一助となった割合						100	100	100	100			
	定性目標													
事業概要	<p>・男女間のトラブルを解決する一助とするため、市内在住の女性を対象とした「女性のための法律相談」を毎月1回実施する。事前予約制、毎月1回6人まで、相談時間は1人30分、無料相談である。相談は市内の弁護士が毎月交代で対応し、面談により事情を聴取して法律に基づいた問題解決の方向を助言する。相談内容は、離婚、離婚に伴う親権・養育費・慰謝料・財産分与などに関するものが多く、その他、相続、DV、セクハラ、金銭問題など多岐にわたる。</p> <p>【対象者】</p> <p>・原則として女性を対象とし、無料相談とした理由は、離婚等のトラブルを抱える女性の多くが経済的弱者であると思われるためである。多くの人が相談できるよう、同一案件での相談は1人1回までとする。なお、下伊那郡の町村在住者の相談があった場合は長野県の相談所を紹介する。</p> <p>相談枠を有効利用するため、保健福祉部及び社会福祉協議会と連携を密にする。</p>													
	事業内容													
24年度事業内容	1 弁護士による無料法律相談(毎月第3火曜日 1回につき6人)						1 相談開催数 利用者数			1 12回 68人				
事業コスト		23年度決算額	24年度予算額	24年度決算額	25年度予算額	特定財源内訳、補足								
事業費計(千円)①		360	360	360	360									
国庫支出金														
県支出金														
起債														
その他														
一般財源		360	360	360	360									
人件費計(千円)②		179		179										
正規職員所要時間		50		50										
臨時職員所要時間														
総事業費①+②		539	360	539	360									
事業内容・目標達成状況の振り返り		<p>・広報、FMラジオ、ケーブルテレビ等で広報を行い、短時間で出来るだけ解決できるよう概要を聞き取り、事前に弁護士に伝えてスムーズな相談業務を行った。</p>												
改革改善の考え方	①問題点	・相談予約を行い、当日キャンセルの方がいるので、これらの解消が必要である。												
	②改革提案	・短時間で相談の効果が上がるよう、概要の聞き取りを行い、相談者の都合や相談時間の希望を聞き取りキャンセルを極力なくすようにする。												